

一般の中小企業退職金共済制度における
予定運用利回りの見直し等の検討について（案）

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会では、一般の中小企業退職金共済制度に関し中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に基づく検討を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくことが必要である。

- 2 現在、一般中退には、実際の運用利回りが予定運用利回りを下回ることにより生じた累積欠損金が存在しており、その額は平成23年度末で1700億円を超えている。

一般中退は積立方式の退職金共済制度であり、掛金及び運用益により退職金を支給することが制度の前提であるが、累積欠損金の存在は、掛金及び運用益による積立額が将来的な退職金支給のための必要額に不足していることを意味する。また、累積欠損金が存在すれば、運用資産の額が本来あるべき額より少なくなるため本来得られるべき運用収入が得られなくなり、その結果積立不足が一層拡大することにもつながる。

このような累積欠損金の存在は、制度の財政的安定性という観点から制度運営に対する信頼を損ね、ひいては加入者の減少を招くおそれもあり、計画的に解消を図る必要がある。

このため、「累積欠損金解消計画」を定め、平成29年度までに累積欠損金を解消することとしているところであるが、累積欠損金の解消ペースには遅れが見られ、上記の額は同計画の目標額よりも平成23年度末で700億円以上多くなっている。

さらに、累積欠損金に関しては、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日）においても、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、着実に累積欠損金の解消を図るよう求められている。

- 3 以上のような状況を踏まえ、当部会としては、累積欠損金の計画的かつ早期の解消を図ることは重要な課題であると認識し、そのために必要な措置を講ずることが適当と考える。

具体的には、累積欠損金が解消するまでの間の利益の処理については、付加退職金に充てることなく、利益の全額を累積欠損金の解消に充てることが適当と考える。

また、予定運用利回りの見直しについては、現下の資産運用状況等を踏まえれば直ちに見直す必要はないと考えられるが、今後の資産運用状況等を注視し、必要に応じ柔軟に検討を行うことが適当と考える。

一般の中小企業退職金共済制度の予定運用利回りの見直し等の検討についての 中小企業退職金共済部会における主な意見

- 累積欠損金（以下「累損」という。）はないに越したことはないが、額で議論するのではなく、運用資産との関係で耐えられないほどの累損の規模かという議論をすべきではないか。多少の累損が生じてもやむを得ないという見方をするべきで、絶えず累損がゼロでなくてはいけないという議論にはならないのではないか。
- 累損がゼロでいいのかという議論もあるが、実はそれ以上の、ある程度のバッファ（積立金）が必要であり、積立金の準備がないと何か不測の事態が起きるとサステナビリティが保たれないのではないかという議論もあると思う。これだけリスク資産を持っている中で、どの水準がサステナビリティがあるかということも、これからは示していかななくてはいけないのではないか。
- 累損解消まで付加退職金は支給しない方が良い。
- 累損については、少し過大に見られすぎている部分があるのではないかと。ただし、累損について早期に解消すべきであるというのは正論である。
- 予定運用利回りや付加退職金といった給付を抑制するというのも選択肢としてはあるが、ポートフォリオの見直しや過去の失敗の分析など運用についても検討する必要があるのではないかと。
- 累損解消を優先して、付加退職金の支給はしばらく見送るべき。予定運用利回りについては、長期金利が上がる方向にいくかもしれない、運用成績は良い方向に行く可能性もあるので、今、0.7%に引き下げるとことは時宜を得ていないのではないかと。
- 予定運用利回りや付加退職金以外に、ポートフォリオを変えるということも考えられる。国債についてはいろいろ議論があるかもしれないが、国内債券を増やせば、過去のことを繰り返すという想定は置かなくてもよくなる。
- 累損を早期に解消するのであれば、思い切って予定運用利回りを 0.5%や 0.3%に引き下げて、利益が出れば付加退職金の支給で対応するという考え方

もある。将来の不確実性については、仮に運用がうまくいけば付加退職金を払えばよく、付加退職金の方が柔軟に将来の変動に対応できるのではないか。付加退職金に充てるべき利益の額の配分の仕方についても、いろいろあるのではないか。

- 業種や年齢別の加入状況を見ても、加入促進の余地があると思われるので、予定運用利回りについては、制度を維持するという観点から、今後の加入促進等も考慮して考えていく必要があるのではないか。
- 累損の存在は制度の信頼性にも関係するので、早急に累損を解消すべきである。この観点から、予定運用利回りは引き下げて付加退職金で対応するということも考えられる。
- 累損解消を第一に考え、付加退職金については累損が解消してから考えるべきではないか。
- 加入者からすると、予定運用利回り引下げの影響は大きい。加入促進という点からも、1%を下回るとするのは、やめた方がよい。
- 加入者にとってはどのように将来の退職金が約束されるのかが重要な話。予定運用利回りを下げることは極力避けるべきで、付加退職金を支給しないことで対応の方が公平感が保てるのではないか。
- 付加退職金を累損解消まで支給しないことは良い。予定運用利回りを下げ過ぎることは、財政安定にとっては効果があると思うが、長期的な公平性と制度の信頼性という点で問題があるのではないか。
- かつての見直し時にはサブプライムローンやリーマンショックによる影響は予想外だったと思われるので、まず手堅い方策で累損解消を図ることが急務ではないか。また、適年からの移行が終了し、適年からの加入増が見込まれない中、予定運用利回りを引き下げると、加入促進にマイナスの印象を与えるのではないか。予定運用利回りの据置きをする代わりに、付加退職金は累損解消まで支給しないこととし、状況が好転した段階で、もう一度部会等で議論することが良いのではないか。